

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成28年7月28日

浦添市教育委員会
教育長 池原 寛安

1. 業務概要

(1) 業務名 悠々ロマン漆とアートに出会うまち浦添推進事業
漆キット企画製作委託

(2) 業務目的

漆キットとは浦添市美術館と琉球漆器を紹介し理解を深めてもらうため、県内外での展示や修学旅行生などの事前学習、出前講座に利用できるような簡易展示・教材セットをいう。

講座での使用や貸出などを行って県内外で活用できるようにすることで、当美術館に関心を持って来館するように誘致し入館者数の増加を図ることを目的とする。

(3) 履行期限 契約日から平成29年3月24日まで

(4) 委託料(見積限度額)

2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2. 委託業務の内容

(1) 公の場もしくは教室等で、上映や展示などをして使用できること。

(2) 琉球漆器や美術館について紹介する内容であること。

(3) 製作物

(ア) 琉球漆器紹介 DVD 1種類2枚

対象：小学校4～5年生が理解できる程度

長さ：15分程度

(イ) 漆を知るグッズ 1種類2組

さわったり、楽しみながら漆について知ることのできる物。

利用者向けの説明書を付けること。

(ウ) キットの解説および収納箱(各収納箱は昨年度製作の盆4枚もあわせて入れられるようにすること)2個

キットは県外などへ宅急便等で輸送できるよう一つの箱に入れ、軽量かつコンパクトにまとめられること。

(4) 成果品

漆キット(上記製作物：収納箱入りのDVD、漆を知るグッズなど) 2組

完了報告書 1部

3. 公募型プロポーザル参加資格要件

参加資格は、原則として次の(1)～(10)を必須とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申したてがなされ

ている者でないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申したてがなされている者でないこと。
- (4) 浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税の滞納が無いこと。
- (6) 浦添市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団に該当しておらず、又は関係していない者。
- (7) 別紙「業務仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (8) 教育関係・観光関係・漆関係の業務又は本業務と同種又は類似する業務実績を過去3年以内に2件以上有していること。
- (9) 事業を実施するための事業所を沖縄県内に有していること。
- (10) 事業者が受託する業務を遂行するために十分であると認められること。

なお、応募は単独に限らず共同企業体、個人事業者、個人事業者によるグループでも可とする。共同企業体及び個人事業者による共働で応募する場合は、以下の要件を満たすこと。

- ①共同企業体・個人事業者によるグループを代表する事業者が応募を行うこと。
- ②共同企業体・個人事業者によるグループを代表する事業者は(9)の要件を満たす者であること。
- ③共同企業体・個人事業者によるグループを構成する全ての構成員が(1)～(6)の要件を満たす者であること。
- ④共同企業体・個人事業者によるグループを構成するいずれかの事業者が(7)～(8)の要件を満たす者であること。

4. 提出書類

- (1) 参加意思表明書兼参加資格審査申請書（様式－1）
- (2) 業務実施体制（様式－2）
- (3) 予定総括責任者（様式－3）
- (4) 類似業務等実績（様式－4）最大4件まで作成してください。
- (5) 県民税及び所在市町村民税の滞納が無い証明書または納税証明書
（コピー可、発行日より3ヶ月以内のもの）
- (6) 会社概要、その他参考資料等
- (7) 企画提案書（様式－5）
- (8) 企画提案内容（A4版長辺綴じ、様式は任意）
○次の事項を明確に記載すること。
 - ・業務実施方針、目標設定、スケジュール及び具体的な企画提案
 - ・経費の見積及び内訳
- (9) 提案辞退届（様式－6）

①参加意思表明 （(1)は1部、(2)～(6)は各6部）

※共同企業体の場合は(1)～(3)の他、構成事業者全てについて会社概要と(4)(5)を提出すること。

※個人事業者の場合は(1)(4)(5)を提出のこと。

※個人事業者によるグループの場合は(1)～(5)を提出のこと。(5)は代表者のものを提出すること。

②企画提案書の提出 （(7)は1部・(8)は6部）

③参加辞退 （(9) 1部）

※(1)(7)及び(9)には提案者の社名、代表者又は代理人名を明記の上、社印、代表者又は代理人の押印をすること。

5. プロポーザルの特定基準

(1) 担当チームの対応（業務実施方針及び提案）

業務目的の理解度、提案の的確性・独創性・実現性・実施方針及び目標、積算額配分の妥当性

(2) 事務所の実力（業務経歴等）

学習・観光・漆器関係事業及び類似事業実績、業務実施体制

(3) 担当職員の能力（技術職員の経験及び能力）業務の経験、担当した業務の実績など

6. 見積に関する要件

今回の企画提案にあたっては、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した上限金額であり、実際の契約金額とは異なる。

見積書は、各見積費目の内訳と単価を記載すること。

また一般管理費については、以下の計算方法により算出する。

一般管理費＝直接経費（①人件費+②事業費）×一般管理費率

一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。ただし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理率を決定する。

(1) 特殊要因の具体例

①業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が10%よりも高い場合。

②一事業者による一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合（3ヵ年を一つの目安とする）。

(2) 企業における計算式

一般管理費率＝（「販売費及び一般管理費」－「販売費」）÷「売上原価」×100

損益計算書から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出して計算を行う。

ただし、「販売費（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費

等）」については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載が無い場合は企業から「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書の提出を求め、その「販売費」を採用する。

採用し、記載が無い場合は企業から「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書の提出を求め、その「販売費」を採用する。

(3) 公益法人における計算式

一般管理費＝「管理費」÷「事業費」×100

正味財産増減計算書の経常経費から、「管理費」「事業費」を抽出し計算を行う。

ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとする。

(4) その他

その他の受託者においては、上記計算式を参考に適宜、決算書等から該当する費目を抽出し、計算を行う。

7. 募集スケジュール

(1) 募集期間 平成28年7月28日（木）から8月9日（火）

(2) 審査 平成28年8月30日（火）予定

(3) 契約 平成28年9月9日（火）予定

8. 本公募に関する事務担当部署

〒901-2103 沖縄県浦添市仲間1丁目9番2号

浦添市美術館 担当 岡本

TEL (098) 879-3219 FAX(098)878-1221

アドレス bijutu@city.urasoe.lg.jp

※問い合わせについては、月曜日を除く午前9時30分から17時まで。